

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長 (地方税 16)(法人事業税:義)
2	要望の内容	銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を 10 億円とする資本割の特例措置が講ぜられており、当該措置の当分の間の延長を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用機構企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成 16 年度 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 創設 ・平成 21 年度 5 年間の延長
6	適用又は延長期間	当分の間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進めることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第 1 条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>
	②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備</p>
	③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等が保有する株式等の処分を円滑に進め、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の安定的な業務運営基盤を確保すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても、機構のみが適用対象となる。
		② 減収額	本特例措置の創設以降、減収額は毎年度 57 百万円であり、今後においても、毎年度同額の減収が見込まれる。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等が保有する株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本特例措置を講ずることにより、機構は毎年度 57 百万円の税負担が軽減され、安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が延長されなかった場合には、機構の業務運営に係る経費支出に制約が生じるなど、機構の安定的な業務運営基盤の確保に影響することが考えられ、その結果、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。			
		《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置を講ずることにより、毎年度 57 百万円の税収減が見込まれるものの、機構の安定的な業務運営基盤が確保され、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われることにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認するような効果があるといえる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 このような業務は、機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであることを踏まえると、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構の安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は、銀行等が保有する株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等が保有する株式等の処分が円滑に行われ、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることは、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—